

「子ども・子育て支援事業支援計画」等の中間見直しについて

1 経緯等

- 「あいちはぐみんプラン2015-2019」（以下、「はぐみんプラン」という）は子ども・子育てに関する総合計画として、「子ども・子育て支援事業支援計画」「子どもの貧困対策推進計画」「児童虐待防止計画」の3つの計画と一体的に策定している。
- このうち「子ども・子育て支援事業支援計画」については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）により、教育・保育の量の見込み値と実績値に乖離がある場合は、計画期間の中間年を目安として見直しを行うこととされている。
- この度、市町村に照会をしたところ、見込み値と実績値に大きな乖離が見られ、計画を変更する市町村があったことから、市町村計画との整合性を図るため県計画については量の見込みを中心に見直すこととした。
- なお、「子ども・子育て支援事業支援計画」の中間見直しにあわせ、「はぐみんプラン」において一体的に策定している他の2計画についても見直しについて検討した。

2 見直しの範囲・考え方

(1) 子ども・子育て支援事業支援計画

見直しの範囲：基本施策8の別表(教育・保育の量の見込及び提供体制の確保方策の表等) 及び別表以外の必要部分

考え方：女性の活躍、働き方改革等の推進などによる保育需要の増加に伴い保育の量の見込み等を修正する必要があることから、保育サービスの拡充に係る取組である基本施策8について、放課後児童クラブや保育士の確保方策とともに見直しを行う。なお、子どもの貧困対策推進計画に係る部分(基本施策11等)については(2)にあわせて見直す。

(2) 子どもの貧困対策推進計画

見直しの範囲：基本施策11及びその他必要部分

考え方：全ての子どもが夢と希望を持って成長できるよう子どもの貧困対策に必要とされる取組を行っていくため、H29.9.12「子どもの貧困対策検討会議」から知事に提出された「子どもが輝く未来に向けた提言」を反映した見直しを行う。

(3) 児童虐待防止基本計画

見直しの範囲：今年度の見直しは行わない

考え方：29年度に国がまとめた「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、本県の児童虐待防止基本計画の核となる「家庭的養護推進計画」について、29年度内に発出予定である国のガイドラインを踏まえ、30年度に具体的な策定作業を行い、年度末までに見直す予定である。また、「新しい社会的養育ビジョン」では、児童相談所改革や家庭支援体制の構築等を進めるとしているが、国は30年度に児童相談所の業務のあり方等を取りまとめる予定としているため、その取りまとめの内容を踏まえて本県の児童虐待防止基本計画の見直しを行うことが適当である。以上のことから、31年度の次期はぐみんプランの改定に合わせて次期児童虐待防止基本計画を策定する。

3 スケジュール

平成30年3月28日 第2回子ども・子育て会議
3月30日 「子ども・子育て支援事業支援計画」等の改定版公表

4 「はぐみんプラン」及び「一的に策定した3計画」の基本的施策の関係表

はぐみんプランの基本施策	3計画		
	子ども・子育て	子どもの貧困	児童虐待防止
1 キャリア教育の推進			
2 就労支援		★	
3 思春期保健対策の充実			
4 結婚支援			
5 男性の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進			
6 男女共同参画の推進			
7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援			
8 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充(別表)	★		
8 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充(別表以外)	★		
9 子育て家庭を支える支援の充実			
10 経済的支援の充実		★	
11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援	★	★	
12 子どもの健康の確保			
13 学校教育の充実	★	★	
14 青少年の育成			
15 児童虐待防止対策の推進	★		★
16 社会的養護体制の充実	★		★
17 障害のある子どもへの支援	★		
18 外国人の子どもへの支援			
19 子育てしやすい居住環境の整備			
20 安心できるまちづくりの推進			
21 ボランティア・NPO等との協働推進			
22 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成			

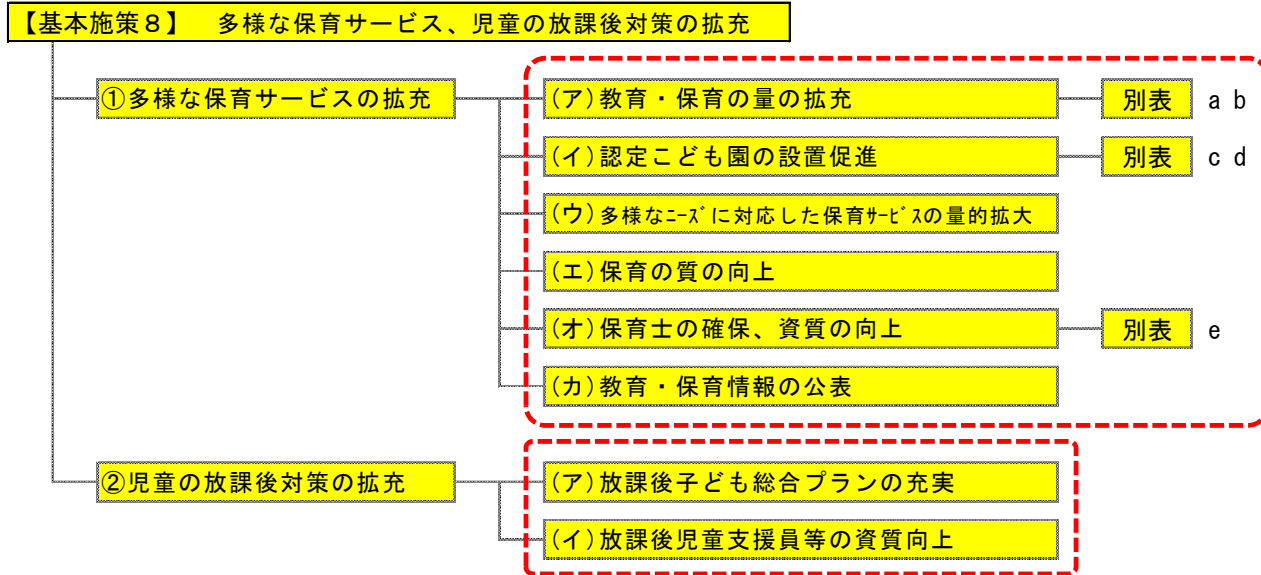
★ …「はぐみんプラン」のうち、3計画に含まれる基本施策

☒ …今回見直しを行う範囲

5 計画の見直し方向

(1) 子ども・子育て支援事業支援計画

基本施策8について、保育の量の見込み等を示す「別表」を中心に、社会情勢の変化を踏まえて各取組について必要な見直しを行う。



①多様な保育サービスの拡充

○「今後の取組」項目（ア）～（カ）の見直し（現行計画P64-66）

国の政策動向等の見直し状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行う

子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しとの整合上、見直しが必要な事項がないため、見直しは行わない

○別表「子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項」の見直し（現行計画P71-86）

a 区域の設定について（p71-72）

見直しなし

b 教育・保育の提供体制の確保、実施時期（現行計画 P72-84）

教育・保育の量の見込み(需要量)と確保方策(供給量)の見直し状況等により策定される各市町村計画を基に、待機児童の解消に向けた見直しを行う

見直し内容詳細は本資料 P3

c 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数（現行計画 P85）

上記bの教育・保育の量の見込み(需要量)と確保方策(供給量)の見直し数値確定後、認定こども園への移行等の見込みを踏まえ計画数値等の見直しを行う

見直し内容詳細は本資料 P4

d 認定こども園の目標設置数、設置時期（現行計画 P86）

上記bの数値確定後、認定こども園への移行調査の結果を踏まえ、施設設置の目標数とその時期について、区域ごとに見直しを行う

見直し内容詳細は本資料 P5

e 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数（現行計画 P86）

市町村計画を踏まえ、独自調査による現任保育士数及び採用計画数を基に、必要となる保育士数等の見直しを行う

見直し内容詳細は本資料 P6

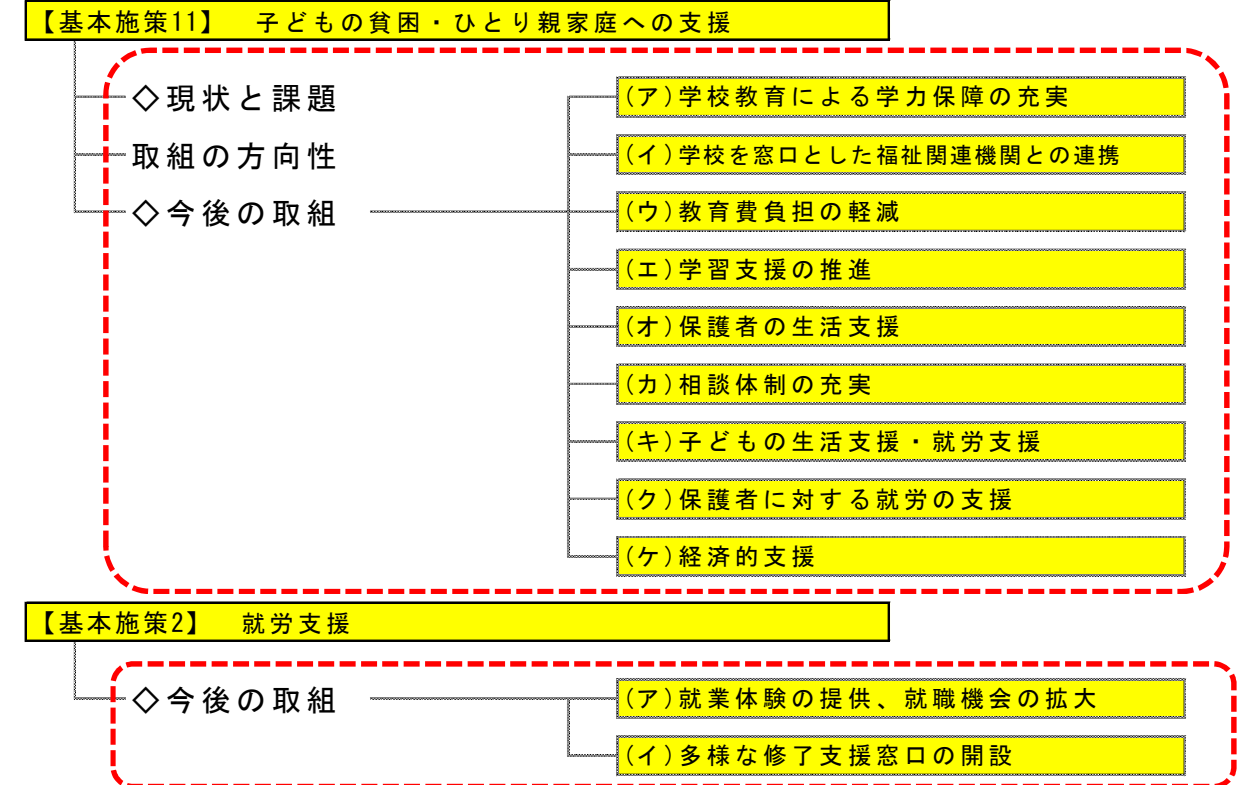
②児童の放課後対策の拡充（現行計画P67-70）

国の政策動向や市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況を踏まえ、県全体の放課後児童クラブの登録児童数の目標数値等を見直す

見直し内容詳細は本資料 P7

(2) 子どもの貧困対策推進計画

「子どもの貧困対策検討会議」から知事に提出された「子どもが輝く未来に向けた提言（以下「提言」という。）」（29.9.12）を踏まえ、基本施策11を中心に、必要な見直しを行う。



○ 計画期間（平成27～31年度）中に見直しとなるため、計画の大枠は維持し、全面的な見直しは次期計画策定時（平成31年度）に行う。

○ 基本施策11の見直し（現行計画P92-99）

「現状と課題」及び「取組の方向性」の記述に「提言」の経緯及び位置づけを追記し、「今後の取組」の記載については、「提言」を踏まえ必要となる新たな取組を追記する見直しを行う。

見直し内容詳細は本資料 P8～9

○ 基本施策2の見直し（現行計画P38-42）

「今後の取組」の記載について、「提言」を踏まえ必要となる新たな取組を追記する見直しを行う。

見直し内容詳細は本資料 P10

○ 基本施策10及び13の見直し（現行計画P90-91、P104-109）

現行計画の内容で「提言」を踏まえた取組が可能であるため見直しは行わない。

○ 中間見直しの内容

1 子ども・子育て支援事業支援計画

(1) 見直しの内容

項目	基本施策 8 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充 b「教育・保育の提供体制の確保、実施時期」(別表 子ども・子育て支援事業計画に関する事項)(p72-84)																																																																																																																																																																																																																																																													
見直しの方向性	教育・保育の量の見込み(需要量)と確保方策(供給量)の見直し状況等により中間見直しされる「市町村子ども・子育て支援事業計画」(以下、「市町村計画」という)を基に、平成31年度までに、潜在的待機児童も含めて待機児童の解消に向けた見直しを行う。(市町村計画54のうち、40が中間見直しを実施)																																																																																																																																																																																																																																																													
見直し内容	現行計画 P73	改定案																																																																																																																																																																																																																																																												
	現行計画	現行計画																																																																																																																																																																																																																																																												
	単位:「市町村数」は数、その他は人																																																																																																																																																																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>量の見込み ①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>85,357</td> <td>84,561</td> </tr> <tr> <td>確保方策 ②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>116,109</td> <td>114,856</td> </tr> <tr> <td>過不足 (②-①)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30,752</td> <td>30,295</td> </tr> <tr> <td>1号が不足する市町村数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>量の見込み ③</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>110,755</td> <td>111,352</td> </tr> <tr> <td>教育ニーズ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8,673</td> <td>8,580</td> </tr> <tr> <td>保育ニーズ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>102,082</td> <td>102,772</td> </tr> <tr> <td>確保方策 ④</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>118,010</td> <td>119,139</td> </tr> <tr> <td>過不足 (④-③)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7,255</td> <td>7,787</td> </tr> <tr> <td>2号が不足する市町村数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3号認定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>量の見込み ⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60,020</td> <td>62,009</td> </tr> <tr> <td>確保方策 ⑥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>63,116</td> <td>65,008</td> </tr> <tr> <td>特定教育・保育施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>58,282</td> <td>59,811</td> </tr> <tr> <td>特定地域型保育施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,539</td> <td>3,937</td> </tr> <tr> <td>認可外保育施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,295</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>過不足 (⑥-⑤)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,096</td> <td>2,999</td> </tr> <tr> <td>3号が不足する市町村数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	1号認定						量の見込み ①				85,357	84,561	確保方策 ②				116,109	114,856	過不足 (②-①)				30,752	30,295	1号が不足する市町村数				0	0	2号認定						量の見込み ③				110,755	111,352	教育ニーズ				8,673	8,580	保育ニーズ				102,082	102,772	確保方策 ④				118,010	119,139	過不足 (④-③)				7,255	7,787	2号が不足する市町村数				0	0	3号認定						量の見込み ⑤				60,020	62,009	確保方策 ⑥				63,116	65,008	特定教育・保育施設				58,282	59,811	特定地域型保育施設				3,539	3,937	認可外保育施設				1,295	1,260	過不足 (⑥-⑤)				3,096	2,999	3号が不足する市町村数				6	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>量の見込み ①</td> <td>91,284</td> <td>90,299</td> <td>88,892</td> <td>87,752</td> <td>86,590</td> </tr> <tr> <td>確保方策 ②</td> <td>117,009</td> <td>116,683</td> <td>115,895</td> <td>115,353</td> <td>114,869</td> </tr> <tr> <td>過不足 (②-①)</td> <td>25,725</td> <td>26,384</td> <td>27,003</td> <td>27,601</td> <td>28,279</td> </tr> <tr> <td>1号が不足する市町村数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>量の見込み ③</td> <td>113,514</td> <td>112,071</td> <td>110,495</td> <td>109,052</td> <td>107,786</td> </tr> <tr> <td>教育ニーズ</td> <td>10,253</td> <td>10,144</td> <td>10,055</td> <td>9,892</td> <td>9,789</td> </tr> <tr> <td>保育ニーズ</td> <td>103,261</td> <td>101,927</td> <td>100,440</td> <td>99,160</td> <td>97,997</td> </tr> <tr> <td>確保方策 ④</td> <td>114,243</td> <td>115,301</td> <td>116,385</td> <td>116,287</td> <td>116,373</td> </tr> <tr> <td>過不足 (④-③)</td> <td>729</td> <td>3,230</td> <td>5,890</td> <td>7,235</td> <td>8,587</td> </tr> <tr> <td>2号が不足する市町村数</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3号認定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>量の見込み ⑤</td> <td>57,481</td> <td>57,317</td> <td>57,020</td> <td>56,643</td> <td>56,132</td> </tr> <tr> <td>確保方策 ⑥</td> <td>54,161</td> <td>56,312</td> <td>58,372</td> <td>58,913</td> <td>59,125</td> </tr> <tr> <td>特定教育・保育施設</td> <td>50,862</td> <td>52,807</td> <td>54,582</td> <td>54,950</td> <td>55,177</td> </tr> <tr> <td>特定地域型保育施設</td> <td>2,013</td> <td>2,415</td> <td>2,854</td> <td>3,095</td> <td>3,186</td> </tr> <tr> <td>認可外保育施設</td> <td>1,286</td> <td>1,090</td> <td>936</td> <td>868</td> <td>762</td> </tr> <tr> <td>過不足 (⑥-⑤)</td> <td>△ 3,320</td> <td>△ 1,005</td> <td>1,352</td> <td>2,270</td> <td>2,993</td> </tr> <tr> <td>3号が不足する市町村数</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	1号認定						量の見込み ①	91,284	90,299	88,892	87,752	86,590	確保方策 ②	117,009	116,683	115,895	115,353	114,869	過不足 (②-①)	25,725	26,384	27,003	27,601	28,279	1号が不足する市町村数	0	0	0	0	0	2号認定						量の見込み ③	113,514	112,071	110,495	109,052	107,786	教育ニーズ	10,253	10,144	10,055	9,892	9,789	保育ニーズ	103,261	101,927	100,440	99,160	97,997	確保方策 ④	114,243	115,301	116,385	116,287	116,373	過不足 (④-③)	729	3,230	5,890	7,235	8,587	2号が不足する市町村数	4	2	1	0	0	3号認定						量の見込み ⑤	57,481	57,317	57,020	56,643	56,132	確保方策 ⑥	54,161	56,312	58,372	58,913	59,125	特定教育・保育施設	50,862	52,807	54,582	54,950	55,177	特定地域型保育施設	2,013	2,415	2,854	3,095	3,186	認可外保育施設	1,286	1,090	936	868	762	過不足 (⑥-⑤)	△ 3,320	△ 1,005	1,352	2,270	2,993	3号が不足する市町村数	24	16	13	7	1
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																																																																																																																																																																																																																																									
1号認定																																																																																																																																																																																																																																																														
量の見込み ①				85,357	84,561																																																																																																																																																																																																																																																									
確保方策 ②				116,109	114,856																																																																																																																																																																																																																																																									
過不足 (②-①)				30,752	30,295																																																																																																																																																																																																																																																									
1号が不足する市町村数				0	0																																																																																																																																																																																																																																																									
2号認定																																																																																																																																																																																																																																																														
量の見込み ③				110,755	111,352																																																																																																																																																																																																																																																									
教育ニーズ				8,673	8,580																																																																																																																																																																																																																																																									
保育ニーズ				102,082	102,772																																																																																																																																																																																																																																																									
確保方策 ④				118,010	119,139																																																																																																																																																																																																																																																									
過不足 (④-③)				7,255	7,787																																																																																																																																																																																																																																																									
2号が不足する市町村数				0	0																																																																																																																																																																																																																																																									
3号認定																																																																																																																																																																																																																																																														
量の見込み ⑤				60,020	62,009																																																																																																																																																																																																																																																									
確保方策 ⑥				63,116	65,008																																																																																																																																																																																																																																																									
特定教育・保育施設				58,282	59,811																																																																																																																																																																																																																																																									
特定地域型保育施設				3,539	3,937																																																																																																																																																																																																																																																									
認可外保育施設				1,295	1,260																																																																																																																																																																																																																																																									
過不足 (⑥-⑤)				3,096	2,999																																																																																																																																																																																																																																																									
3号が不足する市町村数				6	0																																																																																																																																																																																																																																																									
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																																																																																																																																																																																																																																									
1号認定																																																																																																																																																																																																																																																														
量の見込み ①	91,284	90,299	88,892	87,752	86,590																																																																																																																																																																																																																																																									
確保方策 ②	117,009	116,683	115,895	115,353	114,869																																																																																																																																																																																																																																																									
過不足 (②-①)	25,725	26,384	27,003	27,601	28,279																																																																																																																																																																																																																																																									
1号が不足する市町村数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																									
2号認定																																																																																																																																																																																																																																																														
量の見込み ③	113,514	112,071	110,495	109,052	107,786																																																																																																																																																																																																																																																									
教育ニーズ	10,253	10,144	10,055	9,892	9,789																																																																																																																																																																																																																																																									
保育ニーズ	103,261	101,927	100,440	99,160	97,997																																																																																																																																																																																																																																																									
確保方策 ④	114,243	115,301	116,385	116,287	116,373																																																																																																																																																																																																																																																									
過不足 (④-③)	729	3,230	5,890	7,235	8,587																																																																																																																																																																																																																																																									
2号が不足する市町村数	4	2	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																									
3号認定																																																																																																																																																																																																																																																														
量の見込み ⑤	57,481	57,317	57,020	56,643	56,132																																																																																																																																																																																																																																																									
確保方策 ⑥	54,161	56,312	58,372	58,913	59,125																																																																																																																																																																																																																																																									
特定教育・保育施設	50,862	52,807	54,582	54,950	55,177																																																																																																																																																																																																																																																									
特定地域型保育施設	2,013	2,415	2,854	3,095	3,186																																																																																																																																																																																																																																																									
認可外保育施設	1,286	1,090	936	868	762																																																																																																																																																																																																																																																									
過不足 (⑥-⑤)	△ 3,320	△ 1,005	1,352	2,270	2,993																																																																																																																																																																																																																																																									
3号が不足する市町村数	24	16	13	7	1																																																																																																																																																																																																																																																									
		<p>【2号+3号】(量の見込) 現行計画から 9,443 人上積み</p> <p>改定案 H31 2号 3号 111,352 人+62,009 人=173,361 人</p> <p>現行計画 H31 2号 3号 107,786 人+56,132 人=163,918 人</p> <p>↑ 9,443 人</p> <p>【2号+3号】(確保方策) 現行計画から 8,649 人上積み</p> <p>改定案 H31 2号 3号 119,139 人+65,008 人=184,147 人</p> <p>現行計画 H31 2号 3号 116,373 人+59,125 人=175,498 人</p> <p>↑ 8,649 人</p>																																																																																																																																																																																																																																																												
ポイント	<p>○ 1号は、現行計画では、利用者の2号認定への移行等を前提とし「量の見込み」は5年で4,694人減少、「確保方策」は2,140人分減少する計画としていた。中間見直しでは2号の利用希望増を踏まえ「量の見込み」は6,723人減少とし、「確保方策」は2,153人分減する計画とした</p> <p>○ 2号及び3号の「量の見込み」は、現行計画では、子どもの数の減少を前提としていたため、5年で7,077人減少する計画としていた。中間見直しでは、女性の就業率向上や保育認定の実績、潜在的ニーズ等を考慮し、5年で2,366人増、現行計画より9,443人上積みとなった</p> <p>○ 2号及び3号の「確保方策」は、現行計画では保育ニーズは減少するものの、待機児童解消のための整備を行うため5年で7,094人分の定員増の計画としていた。中間見直しでは、潜在的ニーズを含めた保育ニーズの上積みに対応するため、5年で15,743人増、現行計画より8,649人分の上積みとなった</p> <p>○ 1号、2号、3号いずれについても、平成31年度までにすべての市町村で確保方策が量の見込みを上回る見込み</p>																																																																																																																																																																																																																																																													

- ※【1号】
3歳以上で、教育を希望する場合(幼稚園、認定こども園)
- 【2号】
3歳以上で、保育が必要な場合(保育所、認定こども園)
- 【3号】
3歳未満で、保育が必要な場合(保育所、認定こども園)

項目	c 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数																																																																																																												
見直しの方向性	教育・保育の量の見込み（需要量）と確保方策（供給量）の見直し状況と認定こども園への移行等の見込を踏まえ「都道府県計画で定める数」の見直しを行う。 (認定こども園への移行希望がある市町村が増加（5市→13市）)																																																																																																												
見直し内容	<p>現行計画 P85</p> <p style="text-align: center;">改定案</p> <p>3 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数 (都道府県計画で定める数)</p> <p>1号認定 東三河北部区域を除く県内のすべての区域において、供給量が需要量を大きく上回っており、県全体では平成30年度時点で30,000人程度の供給過剰となっていることから、「都道府県計画で定める数」は定めないこととします。</p> <p>2号認定、3号認定 県内各地で供給不足の市町村が生じており、供給量が需要量を上回っている市町村においても、その差は概ね10%未満と比較的小さい状況です。</p> <table border="1" data-bbox="477 695 1546 800"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号が不足する市町村</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3号が不足する市町村</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>こうした需給の状況を勘案し、また、県として認定こども園への移行促進を図る観点から、平成29年度に実施した市町村計画の中間見直しを踏まえ、「都道府県計画で定める数」は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="457 926 1110 1465"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域名</th> <th>2号認定</th> <th>3号認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海部</td> <td>津島市</td> <td>0人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>尾張東部</td> <td>0人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>尾張西部</td> <td>一宮市</td> <td>140人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>尾張北部</td> <td>小牧市</td> <td>80人</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">知多半島</td> <td>常滑市</td> <td>160人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>大府市</td> <td>590人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>知多市</td> <td>140人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>東浦町</td> <td>480人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">西三河南部西</td> <td>碧南市</td> <td>80人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>知立市</td> <td>330人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>高浜市</td> <td>110人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東三河南部</td> <td>豊川市</td> <td>150人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>蒲郡市</td> <td>110人</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	2号が不足する市町村	略			0	0	3号が不足する市町村	略			6	0	区域名		2号認定	3号認定	海部	津島市	0人	60人	尾張東部	0人	20人	尾張西部	一宮市	140人	20人	尾張北部	小牧市	80人	150人	知多半島	常滑市	160人	10人	大府市	590人	10人	知多市	140人	40人	東浦町	480人	80人	西三河南部西	碧南市	80人	20人	知立市	330人	40人	高浜市	110人	20人	東三河南部	豊川市	150人	30人	蒲郡市	110人	40人	<p style="text-align: center;">現行計画</p> <p>3 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数 (都道府県計画で定める数)</p> <p>1号認定 東三河北部区域を除く県内のすべての区域において、供給量が需要量を大きく上回っており、県全体では25,000人程度の供給過剰となっていることから、「都道府県計画で定める数」は定めないこととします。</p> <p>2号認定、3号認定 県内各地で供給不足の市町村が生じており、供給量が需要量を上回っている市町村においても、その差は概ね10%未満と比較的小さい状況です。</p> <table border="1" data-bbox="1679 695 2748 800"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号が不足する市町村</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3号が不足する市町村</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>こうした需給の状況を勘案し、また、県として認定こども園への移行促進を図る観点から、既存の保育所又は幼稚園に対して行った認定こども園への移行調査の結果を踏まえ、「都道府県計画で定める数」は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="1679 926 2332 1157"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域名</th> <th>2号認定</th> <th>3号認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海部</td> <td>弥富市</td> <td>30人</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>尾張北部</td> <td>春日井市</td> <td>110人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">知多半島</td> <td>岩倉市</td> <td>30人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>半田市</td> <td>160人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>常滑市</td> <td>170人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	2号が不足する市町村	4	2	1	0	0	3号が不足する市町村	24	16	13	7	1	区域名		2号認定	3号認定	海部	弥富市	30人	70人	尾張北部	春日井市	110人	0人	知多半島	岩倉市	30人	0人	半田市	160人	0人	常滑市	170人	0人
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																																																																																							
2号が不足する市町村	略			0	0																																																																																																								
3号が不足する市町村	略			6	0																																																																																																								
区域名		2号認定	3号認定																																																																																																										
海部	津島市	0人	60人																																																																																																										
	尾張東部	0人	20人																																																																																																										
尾張西部	一宮市	140人	20人																																																																																																										
尾張北部	小牧市	80人	150人																																																																																																										
知多半島	常滑市	160人	10人																																																																																																										
	大府市	590人	10人																																																																																																										
	知多市	140人	40人																																																																																																										
	東浦町	480人	80人																																																																																																										
西三河南部西	碧南市	80人	20人																																																																																																										
	知立市	330人	40人																																																																																																										
	高浜市	110人	20人																																																																																																										
東三河南部	豊川市	150人	30人																																																																																																										
	蒲郡市	110人	40人																																																																																																										
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																																																																																								
2号が不足する市町村	4	2	1	0	0																																																																																																								
3号が不足する市町村	24	16	13	7	1																																																																																																								
区域名		2号認定	3号認定																																																																																																										
海部	弥富市	30人	70人																																																																																																										
	尾張北部	春日井市	110人	0人																																																																																																									
知多半島	岩倉市	30人	0人																																																																																																										
	半田市	160人	0人																																																																																																										
	常滑市	170人	0人																																																																																																										
ポイント	<p>○ 1号認定は、現行計画と比べ、幼稚園、認定こども園の「利用定員の総数」（供給量）が、「必要とされる量の見込」（需要量）をさらに大きく上回った（25,000人→30,000人）</p> <p>○ 3号認定は、一部の市町村で保育園、認定こども園の供給不足(H30：6市町)が生じている。また、供給量が需要量を上回っている市町村においてもその差が小さいため、供給過剰地域において認定こども園への移行希望がある状況を踏まえ、「都道府県計画で定める数」について見直しを行う。</p>																																																																																																												

【都道府県計画で定める数】

- 県は認定こども園の設置認可する際、供給過剰地域の場合は(供給過剰の拡大を防ぐため)、認可をしないことができる。(認定こども園法)
- しかし、供給過剰地域でも、**既存の保育所や幼稚園が認定こども園へ移行を希望する場合には、都道府県の計画で「量の見込み(需要量)」の“上積み分”を定め、この範囲内で認可・認定をすることができる。**(H26内閣府告示第159号(基本指針))
- 市町村は認定こども園への移行希望の調査をし、県は市町村が把握した移行希望の数値を積み上げ、「都道府県計画で定める数」として供給過剰地域における「量の見込み」に上積みする

項目	d 認定こども園の目標設置数、設置時期																																																																																																																											
見直しの方向性	平成 29 年度に市町村が行った認定こども園への移行調査の結果を踏まえ、施設設置の目標数とその時期について、区域ごとに見直しを行う。																																																																																																																											
見直し内容	現行計画 P86	改 定 案			現 行 計 画																																																																																																																							
	<p>4 認定こども園の目標設置数、設置時期 市町村が行った認定こども園への移行調査の結果をふまえ、区域ごとに目標設置数を定めました。</p> <table border="1" data-bbox="468 674 1418 1293"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋区域</td> <td colspan="3" rowspan="14" style="text-align: center;">(同右)</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>海部区域</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>尾張中部区域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾張東部区域</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>尾張西部区域</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>尾張北部区域</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>知多半島区域</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>西三河北部区域</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>西三河南部東区域</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>西三河南部西区域</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>東三河北部区域</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東三河南部区域</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table>	区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	名古屋区域	(同右)			14	7	海部区域	3	1	尾張中部区域			尾張東部区域		1	尾張西部区域	1	1	尾張北部区域	2	1	知多半島区域	3	5	西三河北部区域	1	3	西三河南部東区域		1	西三河南部西区域	2	4	東三河北部区域	15		東三河南部区域	5	5	<p>4 認定こども園の目標設置数、設置時期 市町村が行った認定こども園への移行調査の結果をふまえ、区域ごとに目標設置数を定めました。</p> <table border="1" data-bbox="1673 674 2623 1293"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋区域</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海部区域</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾張中部区域</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾張東部区域</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾張西部区域</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>尾張北部区域</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知多半島区域</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>西三河北部区域</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西三河南部東区域</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>西三河南部西区域</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東三河北部区域</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東三河南部区域</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	名古屋区域	27					海部区域	1					尾張中部区域		1				尾張東部区域						尾張西部区域		1	3	2	1	尾張北部区域	2					知多半島区域	2			2	1	西三河北部区域	2	3	5			西三河南部東区域			4		1	西三河南部西区域						東三河北部区域						東三河南部区域	5	4	2	
区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度																																																																																																																							
名古屋区域	(同右)			14	7																																																																																																																							
海部区域				3	1																																																																																																																							
尾張中部区域																																																																																																																												
尾張東部区域					1																																																																																																																							
尾張西部区域				1	1																																																																																																																							
尾張北部区域				2	1																																																																																																																							
知多半島区域				3	5																																																																																																																							
西三河北部区域				1	3																																																																																																																							
西三河南部東区域					1																																																																																																																							
西三河南部西区域				2	4																																																																																																																							
東三河北部区域				15																																																																																																																								
東三河南部区域				5	5																																																																																																																							
区域				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度																																																																																																																				
名古屋区域				27																																																																																																																								
海部区域	1																																																																																																																											
尾張中部区域		1																																																																																																																										
尾張東部区域																																																																																																																												
尾張西部区域		1	3	2	1																																																																																																																							
尾張北部区域	2																																																																																																																											
知多半島区域	2			2	1																																																																																																																							
西三河北部区域	2	3	5																																																																																																																									
西三河南部東区域			4		1																																																																																																																							
西三河南部西区域																																																																																																																												
東三河北部区域																																																																																																																												
東三河南部区域	5	4	2																																																																																																																									
ポイント	<p>○ 認定こども園への移行希望調査の結果を踏まえ、認定こども園設置目標数を見直した 平成 30 年度：4 施設 ⇒ 46 施設 平成 31 年度：3 施設 ⇒ 29 施設</p>																																																																																																																											

項目	e 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数																																																														
見直しの方向性	市町村計画を踏まえ、県の独自調査による現任保育士数及び採用計画数を基に、必要となる保育士数等の見直しを行う。																																																														
見直し内容	現行計画 P86	<p style="text-align: center;">改定案</p> <p>5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数</p> <p>平成 27 年 3 月に策定した当初計画では、市町村計画で定める量の見込みを活用し、厚生労働省の「教育・保育を行う者の見込み数算出のためのワークシート」により必要保育士等数を推計しましたが、計画の中間見直しにあたり、平成 30 年度以降の数值は、平成 29 年度に市町村が必要とする保育の量の見込み、確保方策に連動する必要保育士数等について、現任保育士数及び採用計画数等を市町村に調査し積上げました。</p> <p>なお、本県の平成 29 年度の現員数を算出しますと常勤換算で 31,570 人（内保育士等 24,847 人）となり、引き続き保育士の確保に努めていく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="433 867 1344 1312"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育教諭</td> <td colspan="3" rowspan="5" style="text-align: center;">(同右)</td> <td>2,217</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>25,230</td> <td>26,118</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭</td> <td>6,587</td> <td>6,531</td> </tr> <tr> <td>保育従事者等※</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34,104</td> <td>35,219</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">H31 - H27 = 7, 226 人増</p> <p>※ 地域型保育における保育従事者、家庭的保育者及び家庭的保育補助者</p>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	保育教諭	(同右)			2,217	2,500	保育士	25,230	26,118	幼稚園教諭	6,587	6,531	保育従事者等※	70	70	計	34,104	35,219	<p style="text-align: center;">現行計画</p> <p>5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数</p> <p>市町村計画で定める量の見込みを活用し、厚生労働省の「教育・保育を行う者の見込み数算出のためのワークシート」により必要保育士等数を推計しました。</p> <p>なお、本県の平成 26 年度の現員数を試算しますと常勤換算で約 26,600 人（内保育士 21,400 人）となり、引き続き保育士の確保に努めていく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1641 867 2686 1312"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育教諭</td> <td>2,173</td> <td>2,300</td> <td>2,509</td> <td>2,646</td> <td>2,698</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>20,802</td> <td>20,559</td> <td>20,140</td> <td>19,737</td> <td>19,435</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭</td> <td>4,855</td> <td>4,753</td> <td>4,600</td> <td>4,532</td> <td>4,462</td> </tr> <tr> <td>保育従事者等※</td> <td>163</td> <td>167</td> <td>169</td> <td>170</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,993</td> <td>27,779</td> <td>27,418</td> <td>27,085</td> <td>26,768</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">H31 - H27 = Δ1, 225 人</p> <p>※ 地域型保育における保育従事者、家庭的保育者及び家庭的保育補助者</p>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	保育教諭	2,173	2,300	2,509	2,646	2,698	保育士	20,802	20,559	20,140	19,737	19,435	幼稚園教諭	4,855	4,753	4,600	4,532	4,462	保育従事者等※	163	167	169	170	173	計	27,993	27,779	27,418	27,085	26,768
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度																																																									
保育教諭	(同右)			2,217	2,500																																																										
保育士				25,230	26,118																																																										
幼稚園教諭				6,587	6,531																																																										
保育従事者等※				70	70																																																										
計				34,104	35,219																																																										
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度																																																										
保育教諭	2,173	2,300	2,509	2,646	2,698																																																										
保育士	20,802	20,559	20,140	19,737	19,435																																																										
幼稚園教諭	4,855	4,753	4,600	4,532	4,462																																																										
保育従事者等※	163	167	169	170	173																																																										
計	27,993	27,779	27,418	27,085	26,768																																																										
ポイント	<p>○ 現行計画では、国の「教育・保育を行う者の見込み数算出のためのワークシート」により、子どもの数の減少に伴う保育需要の減少を前提とし必要保育士数を見込んだため、確保すべき保育士数は 5 年で 1,225 人減少する計画としていた。</p> <p>○ 中間見直しあたり、国のワークシートによる推計ではなく、29 年度の各市町村における保育士等の配置実績(H29.11)の現状を踏まえ、保育の受け皿整備を反映した市町村の採用計画等を基に積み上げた結果、現行計画より 7,226 人上積みした。</p>																																																														

項目	基本施策 8 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充 ②児童の放課後対策の拡充 (P67-70)													
見直しの方向性	国の政策動向や市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況を踏まえ、県全体の放課後児童クラブの登録児童数の目標数値等を見直す。 (女性の就業率向上に伴う放課後児童クラブの利用ニーズの高まりや施設整備による潜在ニーズの掘り起こし等を反映し、登録目標人数を増加)													
見直し内容	<p style="text-align: center;">改 定 案</p> <p>(放課後子ども総合プランの充実)</p> <p>○ 県は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる生活の場の確保を図るため、放課後児童クラブについて、平成31年度末までに新たに約1万5千人分の受け皿の確保を目標として、計画的な整備等を進め、待機児童の解消を目指します。</p> <p>◇5年後のあいちの姿(数値目標)</p> <table border="1" data-bbox="477 785 1537 921"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>現況</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後児童クラブの登録児童数(※)</td> <td>(同右)</td> <td>56,426人 (平成31年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現況は平成26年5月1日、目標は平成32年5月1日時点の数値</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">現行計画から4,422人上積み</p> <p style="text-align: center;">H31 H25 56,426人 - 41,174人 = 15,252人増</p> </div>	項目名	現況	目標	放課後児童クラブの登録児童数(※)	(同右)	56,426人 (平成31年度)	<p style="text-align: center;">現 行 計 画</p> <p>(放課後子ども総合プランの充実)</p> <p>○ 県は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる生活の場の確保を図るため、放課後児童クラブについて、平成31年度末までに新たに約1万人分の受け皿の確保を目標として、計画的な整備等を進め、待機児童の解消を目指します。</p> <p>◇5年後のあいちの姿(数値目標)</p> <table border="1" data-bbox="1700 785 2742 921"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>現況</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後児童クラブの登録児童数(※)</td> <td>41,174人 (平成25年度)</td> <td>52,004人 (平成31年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現況は平成26年5月1日、目標は平成32年5月1日時点の数値</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">H31 H25 52,004人 - 41,174人 = 10,830人増</p> </div>	項目名	現況	目標	放課後児童クラブの登録児童数(※)	41,174人 (平成25年度)	52,004人 (平成31年度)
項目名	現況	目標												
放課後児童クラブの登録児童数(※)	(同右)	56,426人 (平成31年度)												
項目名	現況	目標												
放課後児童クラブの登録児童数(※)	41,174人 (平成25年度)	52,004人 (平成31年度)												
ポイント	○ 現行計画における登録児童数の目標数値についてはH29度に達成したが(H29実績54,469人)、待機児童の状況や今後のニーズの状況等を踏まえ、市町村計画の見直しに対応して、県計画も上方修正(4,422人上積み)した。													

2 子どもの貧困対策推進計画

項目	基本施策 11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援	
見直しの方向性	「子どもの貧困対策検討会議」から知事に提出された「子どもが輝く未来に向けた提言」(29.9.12)を踏まえ、必要な見直しを行う。	
見直し内容	改定案	現行計画
	<p>◇現状と課題</p> <p>「子どもが輝く未来に向けた提言」を踏まえた現状と課題 県では、生活困窮世帯の子どもの生活実態を把握し、実効性のある子どもの貧困対策を検討するため、平成28年12月に「愛知子ども調査」を県内全域で実施しました。 調査結果を踏まえ有識者からなる「子どもの貧困対策検討会議」において、平成29年9月に「子どもが輝く未来に向けた提言」が取りまとめられました。 提言では、県内のすべての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、「教育の機会の均等」、「健やかな成育環境」、「支援体制の充実」の3つの視点から、子どもの貧困対策として必要な取組が提示され、その推進が求められています。</p>	<p>◇現状と課題</p>
	<p>P95 取組の方向性</p> <p>子どもの生活や成長を第一に考え、子どもの教育・保育の機会が提供できるよう、様々な関係機関が連携して、総合的かつ切れ目のない支援を行います。 ひとり親家庭などの自立促進を図るため、親の就労支援を始めとした生活の安定と向上のための総合的な支援を行います。 これらの支援を本県の子どもの貧困の実態に即したものとするため、「子どもが輝く未来に向けた提言」の趣旨を十分に踏まえて効果的に推進します。</p>	<p>取組の方向性</p> <p>子どもの生活や成長を第一に考え、子どもの教育・保育の機会が提供できるよう、様々な関係機関が連携して、総合的かつ切れ目のない支援を行います。 ひとり親家庭などの自立促進を図るため、親の就労支援を始めとした生活の安定と向上のための総合的な支援を行います。</p>
<p>P95 ◇今後の取組 (学習支援の推進)</p> <p>○ 県は、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもに対して、学習機会を確保し学習支援を充実するため、一体型の放課後子ども教室や学校支援地域本部事業^{*4}等を活用した取組について、市町村や市町村教育委員会に対して実施を働きかけるとともに、支援します。 また、県は、中卒進路未定者、高校中退者、日本語支援が必要な外国人等に対して、学習支援及び相談・助言を実施します。</p>	<p>◇今後の取組 (学習支援の推進)</p> <p>○ 県は、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもに対して、学習機会を確保し学習支援を充実するため、一体型の放課後子ども教室や学校支援地域本部事業^{*4}等を活用した取組について、市町村や市町村教育委員会に対して実施を働きかけるとともに、支援します。</p>	

	<p>P96 ○ 県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等の学習機会の確保や学習支援の充実のための取組について、町村域で実施するとともに、市に実施を働きかけます。 また、県は子どもの学習支援ボランティアの養成に取り組みます。</p> <p>○ 県は、ひとり親家庭の子ども等の学習機会の確保や学習支援の充実のため、市町村に対して子どもの生活・学習支援事業の実施を働きかけます。</p> <p>P96 (相談体制の充実) ○ 略 ○ 県は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の市町村における設置を促進します。</p> <p>P97 (子どもの生活支援・就労支援) ○ 略 ○ 県は、食の提供とともに子どもが安心して過ごせる居場所づくりのため、子ども食堂の活動を支援します。</p> <p>P97 (保護者に対する就労の支援) ○ 略 ○ 県は、未就職卒業者及び非正規雇用労働者等（ひとり親世帯を含む）を対象に、社会人基礎力を補うための座学研修と職場実習を実施し、若者の正規雇用化を図ります。</p>	<p>○ 県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等の学習機会の確保や学習支援の充実のための取組について、市町村に対して実施を働きかけます。</p> <p>○ 県は、ひとり親家庭の子ども等の学習機会の確保や学習支援の充実のため、市町村に対して学習支援ボランティア事業の実施を働きかけます。</p> <p>(相談体制の充実) ○ 略</p> <p>(子どもの生活支援・就労支援) ○ 略</p> <p>(保護者に対する就労の支援) ○ 略</p>
ポイント	<p>①「現状と課題」に、「子どもが輝く未来に向けた提言」を踏まえた経緯を追記する。 (内容)「愛知子ども調査」の結果を踏まえた提言では、「教育の機会の均等」「健やかな成育環境」「支援体制の充実」の3つの視点から、子どもの貧困対策として必要な取組が提示され、その推進が求められている。</p> <p>②「現状と課題」の加筆に合わせて、「取組の方向性」の位置づけを追記する。 (内容)提言の趣旨を踏まえ、効果的に推進する。</p> <p>③「今後の取組」に、現行の記載と「子どもが輝く未来に向けた提言」を踏まえ、必要となる新たな取組を追記する。 (内容)【学習支援の推進】若者・外国人未来応援事業、生活困窮世帯の子ども等の学習支援事業、学習支援ボランティア養成事業、子どもの生活・学習支援事業(文言修正) 【相談体制の充実】子育て世代包括支援センター設置推進事業 【子どもの生活支援・就労支援】子ども食堂支援事業 【保護者に対する就労の支援】正規雇用拡大支援事業 ⇒ 基本施策2にも加筆</p>	

項目	基本施策2 就労支援	
見直しの方向性	「子どもの貧困対策検討会議」から知事に提出された「子どもが輝く未来に向けた提言」(29.9.12)を踏まえ見直しを行う。	
見直し内容	<p style="text-align: center;">改定案</p> <p>(職業体験の提供、就職機会の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 略 ○ 県は、未就職卒業者及び非正規雇用労働者等(ひとり親世帯を含む)を対象に、社会人基礎力を補うための座学研修と職場実習を実施し、若者の正規雇用化を図ります。 	<p style="text-align: center;">現行計画</p> <p>(職業体験の提供、就職機会の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 略
	ポイント	<p>○「今後の取組」に、現行の記載と「子どもが輝く未来に向けた提言」を踏まえ、必要となる新たな取組を追記する。</p> <p>(内容)【職業体験の提供、就職機会の拡大】正規雇用拡大支援事業 ⇒ 基本施策11にも加筆</p>

「子ども・子育て支援事業支援計画」等の中間見直し素案に関する子ども・子育て会議委員からの意見及びその回答

○子ども・子育て支援事業支援計画

	意見の内容	回 答
教育・保育の提供体制の確保・実施時期	2号認定においては、平成29年度の確保方策で既に修正案の平成31年度の量の見込みを上回っているにもかかわらず、確保方策を上方修正する意図は何か？ 今後、3号認定は就業割合の変化で量の見込みの増加は考えられるが、2号については教育ニーズと保育ニーズのバランスの変化はあっても合計予想は横ばいではないのか？	前段については、御指摘のとおり見直し後の平成31年度の量の見込みが現行計画の平成29年度の確保方策を下回っており、県全体では数値上は確保方策を上方修正しなくとも見直し後の量の見込みに対応できる計画となります。 しかし、個別にみると、2号の量の見込みが増加し確保方策を上方修正する必要がある市町村や、待機児童を発生させないために量の見込みを相当上回る確保方策を設定している市町村があることから、積み上げた結果、県全体では上方修正することになりました。 市町村で2号の保育ニーズが伸びた理由は、1号からの移行ではなく新制度以降の保護者の就業率の上昇で大幅に増えた3号が経年によって持ち上がったためです。
	3号、2号認定の「保育ニーズ」については、「やむなく産休」がカウントされないなど実態を反映していない算出基準が問題となっており、厚労省も見直しを示唆していますが、そのような状況変化は考慮されているでしょうか。 「不足する市町村数」は0であること、および平成31年度までにすべての市町村で1号～3号を確保できる見込みであることについて、当事者県民にとって信用できる数値、見通しを示す必要があると思います。	御指摘のとおり従来の厚生労働省の待機児童の定義では、保護者が育休中の場合は「待機児童に含めないことができる」とされており、この定義について国は平成29年3月に「育児休業中の者については、復職に関する確認ができる場合には待機児童に含める」と見直ししております。 今回の市町村計画の見直しにあたっては、待機児童数が発生している、または発生する見込みの市町村にヒアリングを行い、そのような定義の変更も踏まえて待機児童解消に向けた十分な検討が行われていることを確認しております。 また、待機児童にはカウントされない、いわゆる「隠れ待機児童」も潜在ニーズとして把握し、これにも対応できるよう計画見直しを行っております。
	意見なし	
数計係の認定認可認定子ども園を都道府県に		
期 標 認 定 こ ど も 園 の 目 標 設 置 数 ・ 設 置 時 期	意向調査において「設置」または「移行」の意向が大幅に増加した理由は何でしょうか？	計画を策定したH26時点では子ども・子育て支援新制度の本格施行前でもあり、認定子ども園への移行について事業者の意向が固まっていなかったと考えられますが、今回の調査時点では、順調に運営されている既存園を参考にするなどして設置意向数が増加したものと考えられます。
特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数	全国の市町村が「国基準を上回る保育士を配置している」状況を変える意思がない（国・自治体が対立している）ことが調査で明らかになっています。それは、延長保育や休日保育への対応だけでなく、保育の質の確保や、保育現場への負担増（保育士の労働条件の不利益改革が保育士確保をますます困難にする）を避けることなどが理由のようです。県としての市町村への支援策も明示する必要がありますかもしれません。	御指摘のとおり、国は、国の定める人員配置基準や面積基準を上回る基準を設定している市区町村に対し、各地方自治体の判断に基づいて国の定める基準に見直し、一人でも多くの児童を保育所に受け入れるよう通知しています（「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（H28.4.7厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）。 また、規制改革推進会議「規制改革推進に関する第2次答申」（H29.11.29）では「上乗せ基準の設定が待機児童の偏在化を助長することのないよう、緊急対策地域は、協議会において関係市区町村等と協議し、保育利用者や学識経験者等、多様な視点から上乗せ基準を検証する。」としています。 一方で、御指摘にある通り保育の質の確保等を理由として、国基準を上回る保育士を配置している市町村は県内にもあります。具体的に保育士の配置をどうするかは市町村のご判断にお任せすることになりますが、県としては、必要に応じて市町村に制度説明や助言を行ったり、保育士の処遇改善や労働環境改善の取組を実施する等により市町村を支援してまいります。

児童の放課後対策の拡充	保育所のニーズと同様、市町村における数値の算出基準が論点になると思います。 なお、「安全に過ごすことができる」ための最低の基準として「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の遵守が不可欠であり、目標値は、これを満たす放課後児童クラブを利用する児童数である必要がありますが、その要件はクリアされているでしょうか。	見直し後の「登録児童数」については、各市町村が子どもの数を推計し、それに利用実績に基づいた利用見込率を乗じて量の見込み（需要）を算出しております。県数値はこの数値を積み上げたものです。 後段につきましては、各市町村において「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえた条例を策定し、すべての施設が各条例で定める基準を満たしております。
-------------	--	--

○子どもの貧困対策推進計画

意見の内容	回 答
(相談体制の充実)の具体策に「スクールソーシャルワーカーの配置促進」を、国の大綱に対応した目標値を定めて記載してほしいと思います。	今回の中間見直しは、計画期間（平成27～31年度）中の見直しとなるため、計画の大枠は維持し、「子どもが輝く未来に向けた提言」を反映した加筆・修正を行うこととしております。 スクールソーシャルワーカーの配置促進につきましては、現計画の数値目標に「増加（31年度）」を掲げており、この数値目標の方向性に変更はありません。 なお、本県の「子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム」において作成した、「子どもが輝く未来へのロードマップ」では、「スクールソーシャルワーカーを配置している市町村数を平成34年度までに全市町村」などの数値目標を掲げたところであり、次期計画改訂時には、改めてこれらを含めた数値目標の検討をしたいと考えております。
「子どもの貧困」は「親の貧困」が原因であるため、親の貧困対策が必要。「親の就労支援」とは、具体的に、どのようなことを行うのか？	「保護者に対する就労の支援」につきましては、現計画において、次の項目に取り組むこととしております。 ○「生活保護受給者等就労自立促進事業」 県及び市は、生活困窮者や生活保護受給者の状況に応じ、相談支援員等による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい就労支援を実施します。 ○「生活保護費（生活扶助）の一部」 県及び市は、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化のため、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いたこと等により生活保護を脱却した場合には、就労自立給付金を支給します。 ○「母子家庭等就業支援センター事業」 県は、母子家庭の母及び父子家庭の父等の就業を支援し、経済的自立を促進するため母子家庭等就業支援センターにおいて、雇用企業の開拓、就業支援講習会の実施、情報提供等一貫した就業支援サービスを実施します。 特に、就業支援講習会については、現に就業中の者等にも配慮し、土日にも開催できるように努めます。 ○「母子・父子自立支援プログラム策定事業」 県及び市は、児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々のニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援事業等を活用しながらきめ細かな自立・就業支援を実施します。 ○「母子・父子自立支援給付金」 県及び市は、母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格を取得することを支援するため、自立支援給付金を支給します。 なお、これらの取組みに加え、今回「正規雇用拡大支援事業」を追記します。 ○「正規雇用拡大支援事業」 県は、未就職卒業生及び非正規雇用労働者等（ひとり親世帯を含む）を対象に、社会人基礎力を補うための座学研修と職場実習を実施し、若者の正規雇用化を図ります。